

【歳入に係る行政改革項目】

行政改革項目	項目内訳	行政改革内容		改革等に係る懸念される事項
		実施済及び実施中	新たな取り組み	
地方税等	個人町民税他	<ul style="list-style-type: none"> ①平成17年度から入湯税を課税。 ②平成17年4月よりコンビニエンスでの収納を開始。 ③平成17年7月から「町税の滞納に対する制限の措置に関する条例」を施行。 ④平成16年度に設置した企業誘致プロジェクトによる優良企業の誘致の推進。 ⑤平成18年度から事業所等立地促進要綱による優良企業の誘致の推進 ⑥平成17年7月から産業振興を図ることによる増税策措置として「知的創造活動促進条例」を設置。 ⑦地籍調査と連動した課税客体の完全把握に努める。 ⑧たばこの町内での購買促進。 ⑨毎月1回程度の未収金対策協議会(代表副町長、各担当)を開催し情報交換による収納対策協議及び使用料等の徴収と併せての協力体制の連携強化。 ⑩和歌山地方税回収機構への高額滞納者の移管。 	<ul style="list-style-type: none"> ⑪広報等による一層の納税にかかるアナウンスの回数の増。 ⑫悪質滞納者に対する法的措置の増。 ⑬都市計画税の課税に向けての研究。 ⑭ゴルフ場の休日利用については回復傾向であるが、平日利用は低調であることから、利用策を検討し経済効果への助長を促進する。 ⑮新税の導入の研究。 ⑯和歌山地方税回収機構への職員の派遣。 ⑰平成24年度から地籍調査後の面積による課税。 ⑱固定資産税(償却資産)の納税適正化を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ⑲料金の改定等により滞納者が増加することが懸念されることから、なお一層の徴収体制の強化が必要。
分担金及び負担金	分担金及び負担金	<ul style="list-style-type: none"> ①投資的事業に係るものについては、付近市町村と比較した場合、当町の方が負担率を高く設定している。 ②保育所運営負担金について、16年度から国の徴収基準の84%に改定し、また、延長保育の実施により広域保育費用の軽減に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ③投資的事業について、今後、事業内容等を加味し負担率の検討をする。 	
使用料および手数料	使用料および手数料		<ul style="list-style-type: none"> ①各施設の使用料について、利用実績を基に費用対効果を加味し検討する。 ②条例に基づく手数料について、費用対効果を加味し検討する。 ③道路等占用料については平成24年4月に条例を制定し徴収しているが、今後は架空(空中)占用についても検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ④各施設の利用による健康増進や住民サービス、経済効果等も勘案する必要がある。 ⑤付近市町村の状況も視野に入れる必要がある。
国・県補助金	国・県補助金		<ul style="list-style-type: none"> ①三位一体の改革や県費補助金の動向を的確に把握し、費用対効果が顕著な制度の選択に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ②補助制度の制約により、実態にそぐわず負担増等とならないよう対処する必要がある。
財産収入	財産収入	<ul style="list-style-type: none"> ①処分が可能な普通財産について、処分する方針で取組む。 ②直近で使用予定の無い基金は定期預金とすることで利子収入の確保を図る。また、基金繰替運用により一時借入金利率の軽減を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ③公有財産台帳の見直しと遊休財産の処分に努める。 	
地方債	地方債	<ul style="list-style-type: none"> ①有利な資金以外は、極力、依存しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ②過去に借り入れた地方債の繰上償還を検討する。 	
諸収入	諸収入	<ul style="list-style-type: none"> ①税等と同様に各種貸付金について、徴収率の向上に努める。 ②私用電話や諸用紙・コピー代等住民サービス以外のものは必ず徴収する 		

【歳出に係る行政改革項目】

行政改革項目	項目内訳	行政改革内容		改革等に係る懸念される事項
		実施済及び実施中	新たな取り組み	
人件費等	議員関係他	①議員定数は平成18年4月の選挙から18名から12名とした。 ②農業委員会の選挙による定数は、17年2月の選挙から15名から10名とした。		
	非常勤職員関係	①平成17年4月から消防団員の報酬について減額した(4~20%)。	②報酬額及び定数の見直しをする。	
	特別職関係	①平成16年1月から10%削減を実施中。 ②平成18年度から収入役を廃止(会計管理者へ)。		
	定員管理の適正化	①平成16年7月から定数条例を167人から150人に削減した。 今後は定員適正化計画により、120人程度で推移するよう計画している。 なお、減員に対する措置として平成16年7月に実施したグループ制による機構改革と、臨時雇用で対応する。	②人材育成基本方針を基に職員の資質の向上に努める。 ③大災害時における職員数の確保について検討する。	④県・広域連合等への出向による職員数の減が懸念される。
	給与の適正化(本俸)	①平成30年度のラスパイレズ指数は95.8となっており、周辺市町とも比較して低い水準にあることや、町財政に占める人件費の割合も低水準であることから、職務への専念意識を保持する見地からも、本俸は極力、削減しないものとしている。 ②平成17年4月から退職時特別昇給を廃止した。 ③初任給基準・運用短縮・最高枠外昇給・退職手当中ぶくれ措置は該当無し。	④人事評価制度の推進・確立により職員の意識向上と給与バランスの適正化に努める。	⑤付近市町村との格差並びに人事院勧告による本俸の減額があった場合、更なる格差の拡大による職員意識の低下が懸念される。
	調整手当	①平成17年4月から全額廃止した。(2.5%)		
	特殊勤務手当	①平成17年4月から公金取扱手当を廃止した。 ・現存の手当は、非常災害出動手当・感染症防疫作業手当のみであり、これらは危険を伴う業務であり適正と考える。		
	時間外勤務手当等	①代休・振休制度の浸透により、時間外勤務手当額が削減となった。 ②事務事業の見直しにより、不必要な残業を削減した。 ③水曜日はノー残業デーとした。	④今後、職員数の減や事務事業の内容如何により変動があるものと考えられるが現状を維持するよう努める。 ⑤1ヶ月の上限時間の検討をする。	
	管理職手当		①機構改革による管理職数の減少及び職務の増加のため、財政状況を勘案しながら、手当の増額を検討する。	
	通勤手当	①平成16年4月に減額改定をした。		
	宿日直手当	①平成21年度から宿直員を外都委託とした。	②休日日直の外都委託についても検討する。	
	勤勉手当	①人事評価制度の導入により、令和元年6月から勤勉手当に反映している。	②人事評価制度の導入に伴い、支給率について適正か検討する。	③人事評価制度自体の運用について職員の労働意欲に沿うよう随時見直ししていく必要がある。
	退職勧奨	①平成16年4月から勧奨年齢を50歳より35歳に改定した。		
	その他	①職員のやる気と意識改革を目的とした職員研修、防災士等資格取得の継続。 ②全職員へ予算書・決算書の配布による財政状況の徹底。 ③勤務時間前に「かみとんだ体操」を庁内放送することによる執務体制の充実。 ④平成17年度から夏期休暇を7日から3日とした。 ⑤ストレスチェック・公共施設の禁煙化により職場衛生環境を改善した。	⑥職員の資格取得のための補助制度を検討する。 ⑦育児休暇の取得促進のために取り組む。 ⑧フレックスタイム、テレワークの導入を検討する。	
物件費	賃金	①臨時雇用賃金は和歌山県の最低賃金を基準とする。 ②年間の勤務日数を240日→平成18年度から原則180日とした。	③会計年度任用職員への法改正により、賃金項目は廃止となる。	④職員数の減少により雇用人数が増加傾向となる。
	報償費	②町が主催する講演会等を廃止又は回数を削減している。	②記念品等は華美にならないようにする。	③講演会等の減少により、知見を広げる機会が減少している。
	旅費	①平成16年4月から会議等への出席に係る費用弁償を3千円から2千円に改定。 ②各団体等の視察研修旅費については原則として認めず、全国大会等への参加も原則不参加としている。 ③職員旅費については平成16年4月から日当・車賃の加算を廃止。県庁等への出張は少人数とし、公用車を利用する。県外への出張は原則として認めない。	②記念品等は華美にならないようにする。 ④会議回数等について検討する。 ⑤出張による費用対効果について検討する。	③出張等の制限により職員の見聞不足・情報不足になる恐れがある。 ⑦国の動向等が掴めず、新規施策に乗り遅れる恐れがある。
	交際費	①町長・議長・教育長交際費は実績により削減する。 ②慶弔規則を見直した。 ③町ホームページにおいて町長交際費を公開し、支出を透明化している。		
	消耗品費	①原則として前年度以下を基準として削減した。	②年間計画を立て、入札による一括発注を検討する。	
	燃料費	①公用車において集中管理を行い、台数を減らしている。	②ガソリン・ガス等、現在の指定店制度を廃止し入札制を検討する。	
	食糧費	①会議等における飲料を廃止し、会議後の飲食等も廃止(自費)とした。 ②学校給食費・保育所給食費については、地産地消に努めると共に納入業者登録による入札により価格を低減している。	③給食による食材の購入については、時期による価格変動が激しいため、入札時期を毎月とするよう検討する。	
	印刷製本費		①年間計画を立て、入札による一括発注を検討する。	
	光熱水費	①平成16年度からクールビズ、8時半点灯、昼食時消灯等節電の継続。 ②デマンド警報装置を設置。 ③平成29年度から庁舎照明をLED化。	④電力自由化による入札について検討する。 ⑤新エネルギーの利用・導入について検討する。	

【歳出に係る行政改革項目】

行政改革項目	項目内訳	行政改革内容		改革等に係る懸念される事項
		実施済及び実施中	新たな取り組み	
物件費	修繕料		①早期対応による延命策に努める。	
	通信運搬費	①町内住民への配布文書については臨時職員が配布する。 ②電話会社の割引制度を継続する。 ③電話交換手については臨時職員で対応する。 ④新聞等への広告料を抑制する。	⑤電子メールや町HPの活用により、郵送に頼らない住民への新たな周知方法を検討する。	
	備品購入費	①新規購入の抑制に努める。 ②公用車の集中管理により台数を削減した。	③備品管理を計画的に行い、重複購入の防止や買替時期の把握方法を検討する。	
	委託料	①電気保安・空調施設維持、し尿浄化槽維持、消防設備点検、警備保障等の委託について効率的な運営に努めるとともに委託料の見直しをする。 ②公共施設での指定管理委託を積極的に推進した。	③指定管理委託を更に推進する。 ④事務事業の外部委託を検討する。	⑤外部委託先・指定管理者の有無。
	使用料及び賃借料等	①平成26年1月から基幹システムを県内市町村とクラウド化。切替、事務の効率化と経費の節減に努めている。 ②事務機器について更新時に機種統一等に努める。 ③庁内用植木鉢の借上は最低限とした。	④土地借上料を再交渉し、減額を検討する。(庁舎駐車場、スポーツセンター) スポーツセンターについては、平成18年度から減額した。 ⑤業者への賃借料等が適正な金額が周辺市町村とも比較して検討する。	
維持補修費	維持補修費	①長命化を観点に安全面に留意し効率的な補修整備に努める。	②包括外部委託による施設等維持管理のあり方の検討をする。	③防災関連の維持補修費の増加が懸念される。
扶助費	扶助費	①16年3月に策定した「健康かみとんだ21」に従い健康増進・1次予防を促進し扶助費の削減に努める。 ②単独措置である敬老年金の対象者と額を見直した。(75歳→80歳→85歳、6千円→3千円)	③健康増進のため「かみとんだ体操」の普及促進に努める。 ④町独自の単独措置分については、国費等で措置されている分と照合し、必要に応じて改定・廃止を検討する。	⑤高齢化により扶助費全体の更なる増加が懸念される。
補助費等	一部事務組合に対するもの他	①一部事務組合との予算折衝では、年度ごとの負担金を可能な限り毎年平準化するように要望し、年度ごとの負担が大きくならないよう努めている。 ②職員派遣に応じるにより人件費分としての負担金を減少させている。	③予算編成の際に構成市町村による査定制度を働きかける。	④将来負担比率、実質公債費比率の増加が懸念される。 ⑤紀南病院の経営状況が懸念される。 ⑥紀南環境広域施設組合の負担金の増大が懸念される。
	補助・交付金	①補助目的を達成したものの、効果が顕著でないもの、零細補助金等は原則50%削減とした。 ②各団体の通帳残高を確認し、次年度への繰越金等が多い団体には予算査定において補助金を減額した。	③各団体の長等を参集してのヒアリングを検討する。 ④協議会等の負担金について、継続加入による効果を検討するとともに費用対効果が薄いものについては脱退を検討する。	
	その他	①平成24年度から納期前納付報奨金の廃止。		
普通建設事業	補助事業	①国庫補助を受けることが可能な事業を優先して取り組んだ。	②国の動向を注視し、先進的な事例に取り組むことを検討する。	③実質公債費比率の推計を考慮。
	単独事業	①緊急の事業以外はマイナスシーリングとしている。	②国庫補助が受けられない事業は実施しないよう検討する。	
災害復旧事業	災害復旧事業	①早急な復旧と設計測量業務委託費の削減のため、職員採用時に専門的職員を雇用し、配属した。		
公債費	元利償還金	①有利な資金の活用を図る。 ②一時借入金については、基金の繰替により運用する。 ③一時借入金の見積入札の実施。 ④繰越債の見積入札の実施。 ⑤公的資金補償金免除繰上償還の実施。	⑥過去の起債について繰上償還を検討する。 ⑦繰越債・一時借入金の見積入札参加金融機関の増加を検討する。	
積立金	基金積立金	①上富田文化会館の設備老朽化のため、計画的に該当基金へ積み立てた。		
投資及び出資金	投資及び出資金	①必要以外の投資及び出資はしない。		
貸付金	貸付金	①奨学資金について、一般会計からの繰出による貸付はしない。		
繰出金	繰出金	①適正な受益者負担の確保を図り収支の均衡に努め、一般会計からの繰出は極力控える。	②介護保険会計において介護予防に尽力し、住民の参加を働きかける。 ③公共下水道の区域については費用対効果を検証し、新たな延長については汚水処理構想等の整備計画の見直しを検討する。	④高齢化による介護保険会計への繰出金の増加が懸念される。 ⑤国民健康保険が県全体で広域化されることにより国保料の料金体系の変化による繰出金の増加が懸念される。
その他	その他	①庁内LANシステムの活用によるスケジュール・会議室・公用車の集中管理、メールによる一括徹底と経費の節減、ファイルの共有化等による効率化と経費の節減。 ②ホームページによる条例集の発信、各種申請のダウンロードサービス。 ③モニターテレビによる外部への議会中継、インターネット録画映像の発信。 ④広報の充実。(財政状況、給与実態状況、税金等の制度と徴収状況他) ⑤保育所の統合(5所→2所)による経費の節減。	⑥出張所の廃止に向けての検討をする。 ⑦共同作業場の払下げについて検討する。 ⑧各種イベントの費用対効果を検証する。 ⑨外部監査制度を検討する。 ⑩ボランティア組織育成に努める。 ⑪行政改革内容の住民へのアナウンス。	